

【平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3「防犯街路灯の整備基準」関係】

担当 市長室 危機管理課 0463-21-9863

(目的)

第1条 この基準は、平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3の規定に基づき、防犯街路灯の整備基準等について、必要な事項を定め、市民の夜間における防犯上の配慮をするとともに、通行の安全を図り明るく住みやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯街路灯 夜間における歩行者の安全の確保及び犯罪の防止を図るために、市長室危機管理課（以下「危機管理課」という。）が設置、所有及び管理する 夜間常時点灯している照明灯をいう。
- (2) 道路照明灯 道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、国及び地方公共団体の道路管理者が所管する交通量の多い幹線道路、交通事故多発地点、交差点等に道路管理者が設置する照明灯をいう。
- (3) 公園灯 地方公共団体が所管する公園に、利用者の利便性及び安全性に寄与するために地方公共団体が設置する独立型照明灯をいう。
- (4) 商店灯 歩行者、買い物客等の安全性、利便性及び快適性を高めるために商店街団体が設置する照明灯をいう。
- (5) 公益照明 防犯街路灯、道路照明灯、商店灯、公園灯等の総称をいう。
- (6) 東電柱 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「電力会社」という。）が所有する電柱をいう。
- (7) NTT柱 日本電信電話株式会社（以下「電信会社」という。）が所有する電柱をいう。
- (8) 自立柱 防犯街路灯を設置する鋼管ポール等をいう。
- (9) 開発事業 条例第2条第1項第3号に規定する行為をいう。
- (10) 事業者 条例第2条第1項第4号に規定する者をいう。
- (11) 開発区域 条例第2条第1項第5号に規定する土地の区域をいう。
- (12) 帰属 開発事業並びに個人、法人、自治会等によって設置された防犯街路灯等の所有権及び維持管理等の権限を危機管理課へ移すことをいう。

(移設)

第3条 開発事業によって、開発区域内又は周辺道路にある防犯街路灯が共架されている東電柱、NTT柱又は自立柱を移設する場合、事業者は、共架されている防犯街路灯の

移設について、協議しなければならない。

(設置灯具等)

第4条 防犯街路灯の設置灯具等は次のとおりとする。

(1) 設置灯具

防犯街路灯は、1基1灯とし、LED光源、電源、自動点滅器の構成ユニットが灯具内に収納されていること及び公益社団法人日本防犯設備協会が実施するRBSS（優良防犯機器認定制度）の認定品又はそれと同等以上の性能であることが証明できるものとする。

(2) 電気契約

防犯街路灯は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気供給約款における「公衆街路灯A（10W以下）」の契約に適合するものとする。

(3) 管理プレート

防犯街路灯を設置又は移設する東電柱、NTT柱又は自立柱に、危機管理課の指定する管理プレートを設置するものとする。

(設置方法)

第5条 防犯街路灯の設置方法は次のとおりとする。

(1) 防犯街路灯を設置又は移設する場合においては、東電柱又はNTT柱への共架とする。ただし、防犯街路灯を共架する電柱がない等、やむを得ない場合において、自立柱の建柱による設置又は移設とする。

(2) 事業者は、東電柱又はNTT柱への共架により防犯街路灯の設置又は移設を行う場合において、電力会社又は電信会社の指示に従うものとする。

(3) 防犯街路灯は、道路又は通路表面から4.5メートル以上の高さに位置するよう設置するものとする。

(4) 防犯街路灯は、原則25m間隔で設置をする。ただし、東電柱又はNTT柱の設置場所に応じて、その都度協議するものとする。

(5) 平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3第1項ア（イ）に規定する設置の必要があると認める場所は、既存の防犯街路灯の向き、道路の構造等によって、当該防犯街路灯の効果を十分に得られないと認められる場所をいう。

(協議)

第6条 事業者は、防犯街路灯の設置又は移設について、危機管理課と協議するものとする。また、併せて次の各号についても、協議するものとする。

(1) 事業者は、防犯街路灯の設置を行う場合においては、防犯街路灯の帰属について、危機管理課と協議するものとする。ただし、自立柱の建柱により防犯街路灯を設置する場合は、防犯街路灯及び自立柱の帰属について、危機管理課と協議するものとする。

(2) 事業者は、防犯街路灯の設置を行わない場合においては、開発区域内への防犯街路灯を設置しない旨を宅地の購入者に対し周知することについて、危機管理課と協議するも

のとする。

(3) 事業者は、防犯街路灯の移設を行う場合においては、防犯街路灯の移設後、電線の引込み元である電柱に変更があるときは、防犯街路灯の帰属についても、危機管理課と協議するものとする。

(4) 事業者は、自立柱の建柱により防犯街路灯の移設を行う場合においては、自立柱の帰属についても、危機管理課と協議するものとする。

(協議事項報告)

第7条 事業者は、第6条の協議の結果について、協議事項報告書（第1号様式）を危機管理課に提出するものとする。ただし、防犯街路灯の設置又は移設を行う場合において、協議事項報告書に防犯街路灯の設置位置又は移設位置を記した図面を添えるものとする。

(土地の無償使用承諾等)

第8条 事業者は、自立柱を建柱しようとする土地又は防犯街路灯の設置又は移設に伴う電線が上空を横断する土地が私有地の場合においては、土地の所有者から土地無償使用承諾書（第2号様式）による承諾を得て、危機管理課に提出するものとする。ただし、NTT柱への共架により防犯街路灯を設置又は移設する場合においては、電信会社の指定する書式により、土地の所有者から承諾を得て、電信会社に提出するものとする。

2 前項に規定する土地の所有者から承諾を得られない場合においては、危機管理課と再度協議するものとする。

3 事業者は、第1項に規定する土地の所有者から土地無償使用承諾書による承諾を得る場合においては、防犯街路灯及び自立柱の設置又は移設に係る土地の使用料は無償とすることの説明を行った上で、承諾を得るものとする。また、防犯街路灯及び自立柱の危機管理課への帰属手続を行う場合においては、帰属後も同使用料につき、無償とすることの説明を行った上で、承諾を得るものとする。

(設置等完了報告及び検査)

第9条 事業者は、防犯街路灯の設置又は移設が完了したときは、防犯街路灯設置・移設完了報告書（第3号様式）に設置後又は移設後の写真（以下「写真」という。）を添えて、危機管理課に提出するものとする。写真については、危機管理課の指示によるものとする。

2 危機管理課は、前項の規定により防犯街路灯設置・移設完了報告書及び写真の提出があったときは、速やかに現地を検査し、その結果を通知するものとする。

3 危機管理課は、前項の規定により検査した結果、設置又は移設した防犯街路灯に不備があるときは、直ちに事業者に改修を指示し、再検査するものとする。

(帰属事務手続)

第10条 事業者は、第6条の協議の結果、防犯街路灯及び自立柱を帰属する場合においては、前条の規定による検査が完了した後、防犯街路灯等帰属申請書（第4号様式）に

電気使用申込書の写しを添えて、危機管理課に提出するものとする。ただし、自立柱のみの帰属であり、電線を引き込む電柱に変更がない場合においては、電気使用申込書の写しは要さない。

- 2 危機管理課は、前項の規定により防犯街路灯等帰属申請書及び電気使用申込書の提出があったときは、遅滞なく電力会社に電気契約の名義変更手続きを行うものとする。
- 3 電気契約の名義変更手続き前の電気料金については、事業者の負担とする。

(念書)

第11条 事業者は、開発事業の完了検査までに防犯街路灯の設置又は移設ができないやむを得ない理由がある場合においては、防犯街路灯設置・移設に伴う念書(第5号様式)を危機管理課に提出するものとする。

(設置等費用)

第12条 防犯街路灯及び自立柱の設置又は移設に係る費用については、事業者の負担とする。

(周知)

第13条 条例第25条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する開発事業のうち、専用住宅を含む建築を目的とする開発事業を行う事業者は、平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3第1項第1号に定めるアからウまでのいずれにも該当しない場合においては、防犯街路灯を設置しない旨を宅地の購入者に周知すること。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に協議する。

附則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。